

※引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

地方消費税交付金(社会保障財源化分) が充てられた社会保障施策経費 (平成28年度決算)

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 2千万円

(歳出)

・社会保障施策経費 10億1千万円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	20,133	9,845	10,288
	高齢者福祉事業	160,105	685	159,420
	児童福祉事業	43,201	1,166	42,035
	母子福祉事業	25	13	12
	小計	223,464	11,709	211,755
社会保険	介護保険事業	286,232	113,634	172,598
	国民健康保険事業	346,967	53,779	293,188
	小計	633,199	167,413	465,786
保健衛生	保健衛生事業	153,401	476	152,925
	予防事業	6,906	19	6,887
	小計	160,307	495	159,812
合計		1,016,970	179,617	837,353

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。